

2025年8月12日

遠州信用金庫

お客様各位

「遠州信用金庫投信取引約款」、「えんしん投信インターネットサービス取扱規定」改訂のお知らせ

平素より、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、投信インターネットサービスのログインIDを変更いただける機能を追加します。機能追加と法令対応に合わせて「遠州信用金庫投信取引約款」、「えんしん投信インターネットサービス取扱規定」を改訂いたします。改訂後の規程は、改訂前からお取引をいただいているお客さまにも適用されますのでご承知おき下さい。

ご不明な点がございましたら、お取引店または下記の連絡先までお問い合わせください。

1. 「遠州信用金庫投信取引約款」の改訂内容

①第1章 投信取引 3. の2（共通番号の届出）

「番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。」の同条第15項を第16項に変更

②第6章 雑則 55.（契約の解約）（5）② お客様が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合のア. ～オ. を追加

2. 「えんしん投信インターネットサービス取扱規定」の改訂内容

①第2章 本人確認 8.（ログインID）

「端末から発行します。」を「端末からお客様自ら設定していただくものとします。」に改訂

②第2章 本人確認 9. 「端末から発行します。なお、お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログインパスワードを変更するものとします。」を「端末からお客様自ら設定していただくものとします。」に改訂

③第4章 サービスの解約等 37.（当金庫からの解約等）

（6）お客様が、住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合を追加

3. 改訂日

2025年8月25日（月）

お問い合わせ先

遠州信用金庫 事務部

電話番号：053-472-2011

受付時間：平日 9：00～17：00

遠州信用金庫投信取引約款

第1章 投信取引

1. (約款の趣旨)

当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合わせた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と遠州信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。

2. (投信取引の利用)

(1) お客様は、当約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。

- ① 第2章に定める投資信託受益証券の保護預り取引
- ② 第3章に定める投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引
- ③ 当金庫において取り扱う投資信託の収益分配金、償還金、解約または買取（以下「換金」といいます。）請求により支払われる金銭（以下「換金代金」といいます。）のうち、当金庫において支払われるものを第3章に定める自動けいぞく投資コースへ入金する取引
- ④ 第5章に定める投資信託受益権の振替決済取引

(2) お客様は、上記(1)③の取引については、申込みをされる自動けいぞく投資コースにかかる約款に掲げる取引方法によりご利用いただけます。

3. (申込方法等)

(1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名、捺印（お届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の投信取扱の本支店または出張所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、投信取引を申し込むものとし、当金庫が、承諾した場合に限り投信取引を開始することができます。

(2) すでに投信取引を契約済のお客様が、上記2. (1)③の取引を行う場合でも、当該取引にかかる自動けいぞく投資コースの申込書をご提出ください。

(3) お客様が上記(1)の申込みをされる場合には、第4章に定める振込先指定方式の利用の申込みを同時にさせていただきます。

なお、振込先指定方式の利用にあたっては、あらかじめ当金庫に保有する預金口座を届出いただきます。

3. の2 (共通番号の届出)

お客さまは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用に係る申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第16項に規定する法人番号。以下同じ）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫に届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

4. (届出事項)

お客様は、投信取引開始時に印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等を届出いただきます。ただし、お客様が所得税法施行令第336条第4項および第342条第4項の規定に該当する場合には、共通番号である個人番号を届出いただく必要はありません。

5. (既存取引等の継続)

お客様が投信取引を開始される際、すでに当金庫で利用されている上記2. (1)、3. (3)に掲げる取引および取扱い、継続して当約款に基づく取引および取扱いとしてご利用いただきます。なお、上記2. (2)の自動けいぞく投資コースへの入金の方法については、申込書により指定された場合はその取扱いとなります。

第2章 投資信託受益証券の保護預り取引

6. (保護預り証券の範囲)

(1) この保護預りでは、上記1. に掲げる投資信託受益証券のうち、当金庫で販売した投資信託受益証券に限り、本章の規定に従ってお預りします。

(2) 当金庫は上記(1)にかかわらず、相当の事由があるときには投資信託受益証券の保護預りをお断りすることがあります。

(3) 本章の規定に従ってお預りした投資信託受益証券を「保護預り証券」といいます。

7. (保護預り証券の保管方法および保管場所)

当金庫は保護預り証券について、本章、および金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

(1) 預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとし、

なお、自動けいぞく（累積）投資契約に基づき買付けた投資信託受益証券の保管については、第3章に定めるところによることとします。

(2) 上記(1)による混合保管は大券をもって行うことがあります。

(3) 当金庫は、保護預り証券を当金庫名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再委託することがあります。

8. (混合保管に関する同意事項)

上記7. の規定により混合保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の投資信託受益証券に対して、共有権または準共有権を取得すること

(2) 新たに投資信託受益証券をお預りするとき、または保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

9. (保護預り口座の設定)

(1) 投資信託受益証券については、当金庫に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当金庫所定の保護預り口座設定申込書をご提出ください。

(2) 保護預り口座設定申込書に使用された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人における代表者の役職氏名、共通番号等をもってお届出の印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、法人における代表者の役職氏名、共通番号等とします。

10. (預入れおよび返還)

(1) 投資信託受益証券を預入れるときは、お客様またはお客様があらかじめ届出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当金庫所定の依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。

(2) 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に上記(1)に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。

(3) 保護預り証券の返還には、相当の期間を要する場合があります。

(4) 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、本章の規定により当金庫がお預りしているものとし、

11. (保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、上記10. (2)の手続きを待たずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

(1) 当金庫に保護預り証券の換金を請求される場合

(2) 当金庫が下記12. により保護預り証券の償還金を受け取る場合

(3) 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

12. (償還金等の受入れ等)

保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当金庫がこれを受け取り指定口座に入金します。

1 3. (連絡事項)

- (1) 当金庫は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。
- (2) 上記(1)の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- (3) 当金庫がお届出のあった名称、住所にあててご通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) お客様は、取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。
- (5) 取引残高報告書の記載内容にご不明の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載の担当部門の責任者まで直接ご照会ください。
- (6) 取引残高報告書を送付させていただきまして後、15日以内に上記(5)に規定のご連絡がなかった場合、当金庫は、その記載事項すべてについて承認いただけたものとして取扱わせていただきます。
- (7) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

1 4. (届出事項の変更)

- (1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他のお届け事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票等の必要書類をご提出または個人番号カード、法人番号通知書等をご提示願うこと等があります。
- (2) 上記(1)によりお届けがあった場合、当金庫において届出事項の変更手続を完了した後でなければ投資信託受益証券の預入れ、保護預り証券の返還または換金のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 上記(1)による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届けの印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします

1 5. (反社会的勢力との取引拒)

保護預り取引は、お客様が下記55. (4) 各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記 55. (4) 各号の一にでも該当する場合には、当金庫は取引をお断りするものとします。

1 6. (解約等)

- (1) この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。
- (2) 上記(1)にかかわらず、受渡しが完了するまでの期間については、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、本章の規定により当金庫が預りしているものとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。
 - ① お客様が下記55. (3) 各号および(4) 各号のいずれかに該当するとき
- (5) 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。
 - ① 上記(4)に基づく解約に際しては、当金庫の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。
 - ② 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえで、売却代金等の返還を行います。

1 7. (緊急措置)

法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

1 8. (公示催告等の調査等の免除)

当金庫は、保護預り証券について、公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査およびご通知はしません。

1 9. (譲渡、質入れの禁止)

この契約によるお客様の権利は、譲渡または質入れすることはできません。

2 0. (免責事項)

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 上記1 4. (1)による届出の前に生じた損害
- (2) 投信取引口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書兼包括告知書兼特定口座開設届出書兼特定口座源泉徴収選択届出書兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益証券の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 投信取引口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書兼包括告知書兼特定口座開設届出書兼特定口座源泉徴収選択届出書兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、投資信託受益証券の受入れまたは保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、投資信託受益証券の預入れまたは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 上記(4)の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または上記1 2. による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 上記1 7. の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

第3章 投資信託の自動けいそく（累積）投資取引

2 1. (本章の趣旨)

本章は、お客様と当金庫との間の投資信託の自動けいそく（累積）投資に関する取決めです。

当金庫は、本章の規定に従ってお客様と投資信託の自動けいそく（累積）投資契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結いたします。

2 2. (自動けいそく（累積）投資の種類および申込み)

- (1) お客様は、買付けを希望する投資信託の種類に応じて、自動けいそく投資コースごとに第1章に定める方法により申し込むものとします。
- (2) お客様が上記2. (1)③の取引を利用する場合は、当該取引のお申し出をもって当該自動けいそく投資コースの契約のお申込みが行われたものとします。
- (3) なお、上記(2)の場合、当金庫は当該自動けいそく投資コースにかかる約款を交付いたします。

2 3. (金銭の払込)

- (1) お客様は、投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をその自動けいそく投資コースに払い込むことができます。
- (2) 上記(1)の払込金は、各自動けいそく投資コースにかかる約款に定められた額とします。

2 4. (買付方法、時期および価額)

- (1) 当金庫は、各自動けいそく投資コースにかかる約款に従い、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。
- (2) 上記(1)の買付価額は、当該約款に定める価額とし、所定の手数料等を加えた額とします。
- (3) 買付けられた投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

2 5. (投資信託受益証券の保管)

- (1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管いたします。
- (2) お客様は、その指定する投資信託受益証券と同一種類の投資信託受益証券に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく投資信託受益証券として、当金庫に寄託することができます。
- (3) 当金庫は、この契約による投資信託受益証券については、その保管に際し、これを大券に取りまとめて行うことがあります。
- (4) 当金庫は、この契約による投資信託受益証券については、その保管に際し、当金庫で保管することにかえて、当金庫名義で銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。
- (5) 上記(1)から(4)までの規定により混合して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。
- ① 寄託された投資信託受益証券と同銘柄の投資信託受益証券に対し、寄託された投資信託受益証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに投資信託受益証券を寄託するときまたは寄託された投資信託受益証券を返還するときは、その投資信託受益証券の寄託または返還については、同銘柄の投資信託受益証券を寄託している他のお客様と協議を要しないこと
26. (収益分配金等の再投資)
- 自動けいぞく(累積)投資にかかる投資信託の収益分配金および償還金は、お客様に代わって当金庫が受領のうえ、これを当該自動けいぞく投資コースに繰入れてお預りし、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に定めた方法により買付けを行います。
27. (返還)
- (1) 当金庫は、この契約に基づく投資信託については、お客様からその返還を請求されたときは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当金庫は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に定められた価額により各投資信託を換金し、所定の手数料等および所定の信託財産留保額等を差し引いた金銭を引渡すことにより、これに代えるものとします。
- (2) クロースド期間のある自動けいぞく投資コースについての当該クロースド期間中の上記(1)は、次の①から⑤の事由に該当する場合に限りします。
- ① 申込者が死亡したとき
- ② 申込者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ③ 申込者が破産手続開始の決定を受けたとき
- ④ 申込者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当金庫が認めるとき
- (3) 当金庫はお客様から買付けの中止をお受けした場合には、当該お申し出のときにおける自動けいぞく投資コースの残金を上記(1)に準じて返還いたします。
28. (反社会的勢力との取引拒絶)
- この契約は、お客様が下記55. (4) 各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記55. (4) 各号の一にでも該当する場合には、当金庫は取引をお断りするものとします。
29. (解約等)
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、本章の契約は解約されます。
- (1) 別に定める各自動けいぞく投資コースにかかる約款の解約事由に該当するとき
- (2) お客様が下記55. (3) 各号および(4) 各号のいずれかに該当するとき
30. (その他)
- (1) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 本章に別段の定めがない場合は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款にしたがって取り扱います。

第4章 振込先指定方式取扱に関する規定

31. (振込先指定方式)
- 振込先指定方式とは、お客様の当金庫における投信取引口座内のすべての投資信託の取引により当金庫がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様のあらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振り込む方式をいいます。
32. (指定預金口座の取扱い)
- (1) 指定預金口座はお客様が当金庫に保有する預金口座としてください。
- (2) 指定預金口座は当金庫の投信取引口座と同一名義としてください。
- (3) すでに当金庫に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。
33. (指定預金口座の変更)
- (1) 指定預金口座を変更されるときは、当金庫所定の用紙によって届出ていただきます。
- (2) 変更申込み受付後の取扱いは上記32. に準じて行うものといたします。
34. (金銭の受渡精算方法の指示)
- 金銭の受渡精算方法については、本章に基づく振込みを行います。
35. (受入書類等の省略)
- 上記34. に基づき振込みをする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。
36. (手数料)
- 振込にかかる手数料は当金庫が負担いたします。

第5章 投資信託受益権の振替決済取引

37. (本章の趣旨)
- 本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係る口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。
38. (振替決済口座)
- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）と別に設けて開設します。
- (3) 当金庫は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。
- (4) 当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当金庫が定める銘柄を取扱います。
- (5) 当金庫は、当金庫における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。
39. (振替決済口座の開設)
- (1) 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。当金庫は、お客様から振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (2) 振替制度実施日において既に上記2. (1)①、②、③のいずれかの取引をお申込みいただいている場合には、当約款に規定する同制度に基づく振替決

済口座の開設をお申しいただいたものとして振替決済口座を開設します（下記５９．で開設している場合を除きます。）。この場合、当約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

- (3) 振替決済口座は、当約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、当約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

4.0.（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。
- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入に係るものその他機構が定めるもの
 - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ⑥ 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
ア、収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
イ、収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
ウ、償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
エ、償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
オ、償還日
カ、償還日翌営業日
 - ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- (2) お客様が振替の申請を行うにあたっては、お客様が振替を希望される日の7営業日前までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。
- ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
 - ② お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - ⑤ 振替を行う日
- (3) 上記(2)①の口数は、1 口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1 口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記(2)③の提示は必要ありません。また、上記(2)④については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当金庫に投資信託受益権の買取りを請求される場合、上記(1)から(4)の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

4.1.（他の口座管理機関への振替）

- (1) 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当金庫で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。
- (2) 上記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替依頼書によりお申込みください。

4.2.（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当金庫が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

4.3.（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還または信託の合併が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

4.4.（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当金庫がお客様に代わって受領し、当約款の定めるところにより取り扱います。

4.5.（お客様への連絡事項）

- (1) 当金庫は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
- ① 償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
 - ② 残高照合のための報告
- (2) 上記(1)の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、年1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載の担当部門の責任者に直接ご連絡ください。
- (3) 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31 項に規定する特定投資家（同法第34 条の2 第5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34 条の3 第4 項（同法第34 条の4 第6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

4.6.（届出事項の変更）

- (1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票等の必要書類をご提出または個人番号カード、法人番号通知書等をご提示願うこと等があります。
- (2) 上記(1)により届出があった場合、当金庫において届出事項の変更手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 上記(1)による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届けの印鑑、氏名または名称、住所共通番号等とします。
47. (当金庫の連帯保証義務)
- 機構または信金中央金庫（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。
- (1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構または信金中央金庫（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、換金代金、収益の分配金の支払いをする義務
- (2) その他、機構または信金中央金庫（上位機関）において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務
48. (反社会的勢力との取引拒絶)
- 振替決済口座は、お客様が下記55. (4) 各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記55. (4) 各号の一にでも該当する場合には、当金庫は取引をお断りするものとします。
49. (解約等)
- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、本章の契約は解約されます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、上記41. において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金し、現金によりお返しすることがあります。
- ① お客様から解約のお申し出があったとき
- ② お客様が下記55. (3) 各号および(4) 各号のいずれかに該当するとき
- (2) 上記(1)に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。
50. (緊急措置)
- 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。
51. (免責事項)
- 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。
- (1) 上記46. (1)による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 上記④の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または上記44. による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 上記50. の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害
52. (振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)
- 振替法の施行に伴い、お客様が有する既発行の投資信託受益権で振替法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの（以下「特例投資信託受益権」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、次の(1)および(2)に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと並びに(3)および(4)に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- (1) 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請
- (2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- (3) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当金庫または信金中央金庫（上位機関）の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当金庫が本章に定めるところにより管理すること

第6章 雑 則

53. (金銭または投資信託受益証券の受入れ)
- お客様より投資信託のご購入代金等を受入れる場合、およびお手持ちの投資信託受益証券の寄託を受ける場合、当金庫は、当該投資信託受益証券または金銭に係る受領書をお渡しします。
- ただし、あらかじめ当金庫所定の書面によりお届けいただいた当金庫の預金口座からの引落によりご購入代金等を受入れる場合は、受領書の交付はいたしません。
54. (金銭または投資信託受益証券の引出し)
- お客様が金銭または投資信託受益証券の引出しの請求をされる場合は、当金庫所定の書面に必要事項を記載のうえ届出の印鑑を捺印して提出してください。なお、お客様が金銭の引出しの請求をされる場合は、あらかじめ当金庫所定の書面によりお届けいただいた当金庫の預金口座にお振込みいたします。
55. (契約の解約)
- (1) 当約款に定める投信取引契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。
- (2) 上記(1)にかかわらず、受渡が完了するまでの期間については、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってください。
- ① お客様について相続の開始があったとき
- ② お客様等が当約款に違反したとき
- ③ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
- ④ 第2章または第5章に定める取引が解約されたとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってください。なお、この契約の解除により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害をお支払いください。
- ① お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合
- ア. 暴力団
- イ. 暴力団員
- ウ. 暴力団準構成員
- エ. 暴力団関係企業
- オ. 暴力団でなくなった日から5年を経過しない個人
- カ. 暴力団関係企業の役員
- キ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ク、その他前記各号に準ずる行為及び関係する団体又は個人

② お客様が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

ア、暴力的な要求行為

イ、法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ、その他ア、からエ、に準ずる行為

56.（公示催告等の調査等の免除）

当金庫は、お預りしている投資信託受益証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査およびご通知はしません。

57.（免責事項）

当金庫は、次に掲げる損害は、その責を負いません。

- (1) 投信取引口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書兼包括告知書兼特定口座開設届出書兼特定口座源泉徴収選択届出書兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書、諸届その他の書類に使用された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした投資信託受益証券または金銭を返還したことにより生じた損害
- (2) 当金庫が上記34.により金銭を指定預金口座へ振り込んだ後に発生した損害
- (3) 当金庫の窓口において当金庫所定の投信取引口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書兼包括告知書兼特定口座開設届出書兼特定口座源泉徴収選択届出書兼源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったことにより生じた損害
- (4) 所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、または押捺された印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした投資信託受益証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害
- (5) お預り当初から、保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害
- (6) 天災地変その他の不可抗力により、この約款に基づく投資信託の買付け、または保護預り証券もしくは金銭の返還が遅延したことにより生じた損害

58.（届出事項の変更）

- (1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他お届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明、住民票等の必要書類をご提出または個人番号カード、法人番号通知書等をご提示願うこと等があります。書類の提出等を必要と認める場合で、当該必要書類のご提出等ができないときは、本人に代わり当金庫の認める保証人の当該必要書類をご提出等してください。
- (2) 上記(1)によりお届出があった場合、当金庫において届出事項の変更手続きを完了した後でなければ、お預りした投資信託受益証券または金銭の返還のご請求には応じません。
- (3) 上記(1)による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届出の印鑑、氏名または名称、住所共通番号等とします。

59.（振替制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

振替法に基づく振替制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当金庫がお客様からお預りしている投資信託受益証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

60.（特例投資信託受益権の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が当約款に基づき当金庫に寄託している投資信託受益証券のうち、特例投資信託受益権に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために、次の(1)から(5)までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- (2) 上記(1)の代理権を受けた投資信託委託会社が、当金庫に対して、上記①に掲げる振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- (3) 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- (4) 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当金庫または信金中央金庫（上位機関）の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- (5) 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、当約款によらず、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当金庫が第5章に定めるところにより管理すること

61.（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

62.（その他）

この約款による取引等に際しての種々の手続その他当金庫の定める事項は、取扱店の店頭に備え置いてお客様にお知らせいたします。

以 上

（2025年8月改訂）

「えんしん投信インターネットサービス」取扱規定

「えんしん投信インターネットサービス」取扱規定（以下「本規定」といいます。）は、お客様が「えんしん投信インターネットサービス」を利用する場合の取扱いを明記したものです。お客様は、本規定のほか、当金庫が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、「えんしん投信インターネットサービス」を利用するものとします。

第1章 えんしん投信インターネットサービス

1. （えんしん投信インターネットサービスとは）
えんしん投信インターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、お客様ご本人がパーソナルコンピュータ等（以下「端末」といいます。）を通じて、インターネットにより当金庫に投資信託の取引の依頼を行い、当金庫がその手続きを行うサービスをいいます。
2. （利用資格者）
本サービスの利用資格者は、本規定に同意し、国内居住の個人かつ当金庫本店に投信取引口座を開設しているお客様で、当金庫が利用を認めた方とします。
3. （利用できる端末）
本サービスの利用に際して利用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限りします。
4. （利用口座）
お客様は、本サービスにより利用しようとするお客様名義の投信取引口座（特定口座、非課税口座、未成年者口座等を含む。）を利用口座として、後述5. によりお届け下さい。
5. （利用申込）
 - (1) 本サービスの利用をお申込みされるお客様は、本規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「えんしん投信インターネットサービス申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。
 - (2) 当金庫が申込書に押印された印影と、投信取引口座の開設時にお客様が当金庫に届け出た印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうへは、申込書に偽造、変造その他記載事項の誤り、相違等があっても、そのためにお客様に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
 - (3) お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本規定に示したログインID、ログインパスワード、確認パスワード（投信の取引を行う際のパスワード）秘密の質問（確認パスワードのロック解除等を行う際の質問）、の盗用・不正使用・誤使用等によるリスク発生の可能性、ならびに本規定の内容について十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。
6. （利用時間）
 - (1) 本サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。
 - (2) 前号の時間内にかかわらず、臨時のシステム調整やシステム障害が発生した場合は、ご利用時間中であってもお客様に予告なく、本サービスの全部または一部のご利用を一時停止または中止することがありますので、あらかじめご了承下さい。
 - (3) 利用時間は、当金庫システムが保持する時刻を基準とします。
7. （利用限度額）
本サービスの利用限度額は、お客様の指定預金口座の残高を上限とします。利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は取引を行う義務を負いません。
なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、購入金額等の引落しの結果、お客様の引落指定口座が貸越になる場合は引落しを行わないため、当金庫は取引を行う義務を負いません。

第2章 本人確認

本サービスのご利用についてのお客様ご本人の確認は次の方法により行うものとします。

8. （ログインID）
当金庫は、お客様が本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「ログインID（仮ID）」を記載した「投信インターネットサービス仮ID発行通知書」を発行します。
初回ログインに際して、それ以降お客様ご本人であることを確認するための「ログインID」を端末からお客様自ら設定していただくものとします。
9. （ログインパスワード）
お客様は、本サービスの申込の際に、お客様ご本人を確認するための「キーワード（仮IDパスワード）」を当金庫所定の手続きにより届出るものとします。
初回ログインに際して、お客様ご本人であることを確認するための「ログインパスワード」を端末からお客様自ら設定していただくものとします。
10. （確認パスワード）
確認パスワードは、本サービスのご利用開始前に、当金庫所定の方法により端末から届け出るものとします。
11. （秘密の質問）
秘密の質問は、当金庫所定の方法により端末から届け出るものとします。
12. （本人確認の手段）
 - (1) 取引の本人確認および依頼内容の確認
お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。
 - ① ログインIDおよび各種パスワード（以下「本人確認情報」といいます。）を、当金庫の指示に従い端末の画面上でお客様が入力します。本サービスの本人確認に使用する本人確認情報は、下記のとおりで組合せは取引内容によって異なる場合があります。
 - a. ログインID（発行前は仮ID）
 - b. ログインパスワード（設定前は、キーワード（仮IDパスワード））
 - c. 確認パスワード
 - d. 秘密の質問
 - e. その他当金庫所定の情報等
 - ② 当金庫は、お客様が入力された各本人確認情報の内容と当金庫に登録されている各本人確認情報の内容の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - a. お客様の有効な意思による申込みであること。
 - b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。
 - (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、当金庫は、お客様本人の真正な意思による有効な取引として取り扱うものとし、ログインID、ログインパスワード、確認パスワード、秘密の質問、その他の情報・機器等について偽造・盗用・不正使用・誤使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
13. （ログインIDおよび各種パスワード等の管理）
 - (1) ログインIDおよび各種パスワード等は、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。いかなる名目であっても当金庫の職員から、本サービスのログインIDおよび各種パスワード等を聴取等することはありません。また、国の制度または警察等による聴取等をするのも一切ありません。
 - (2) ログインパスワードは、生年月日や電話番号、同一数字等他人から推測されやすい番号の指定をさけ、一定期間毎または不定期に更新をして下さい。

- (3) 各種パスワードにつき盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。この連絡を受けた場合は、直ちに本サービスを停止します。なお、連絡前に生じた損害については、当金庫に過失のある場合を除き、当金庫は責任を負いません。また、本サービスの取扱いを再開する場合は、当金庫所定の手続きをとってください。
- (4) 本サービスの利用については、誤った各種パスワード等の入力当金庫所定の回数を連続して行われた場合、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止します。本サービスの再開を求める場合は、当金庫に連絡のうえ、所定の再開手続きをとってください

第3章 取引の依頼

14. (利用可能なサービス)

本サービスでご利用いただけるサービスは、投資信託受益権等の買付注文、募集注文および解約注文、投資信託定時定額購入取引（本サービスでは、「積立投信」といいます。）のお申込、変更および中止、収益分配金の取扱方法（収益分配金の再投資または出金）の変更ならびに投資信託の照会サービス（取引履歴照会、お預り資産残高照会、非課税口座残高照会およびトータルリターン状況確認）とします。なお、次に定めるお取扱いは本サービスではご利用いただけません。

- (1) 投資信託受益権等の買付注文取消、募集注文取消および解約注文取消
- (2) 投資信託受益権等の買取請求
- (3) 所得税法に定める少額貯蓄非課税制度（マル優）枠の設定および解除
- (4) 償還乗換え優遇制度の利用
- (5) 投資信託受益権等の振替等
- (6) 投信取引口座の解約および特定口座、非課税口座、未成年口座の廃止
- (7) その他投資信託受益権の取扱いにかかわる諸手続き
- (8) 投資信託に関するご相談

15. (取扱商品)

本サービスでお取引いただける商品は、当金庫が別途定める商品（以下「取扱商品」といいます。）とします。取扱商品は、当金庫本支店窓口等での取扱商品と全部または一部が異なる場合があります。

16. (取引の依頼方法)

本サービスによる取引の依頼は、第2章により行った本人確認の終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に伝達されることで受け付けるものとします。

17. (投資信託取引の取引時間)

本サービスにおける投資信託取引の取引時間は、当金庫が別途定めるものとし、かかる取引時間は、投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、未成年口座および課税未成年者口座約款、自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）、投資信託自動積立（定時定額購入取引）取扱規定に定めたものと異なる場合があります。

なお、当金庫所定の時刻以降に受付した取引の依頼については、当金庫の翌営業日の取扱いとなります。

18. (目論見書等の交付について)

本サービスでの投資信託受益権等の買付注文、募集注文、または積立投信の申込（変更も含む）に際して、投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補充書面等（金融商品取引法第37条の3の規定により交付する書面）（以下「目論見書等」といいます。）は、そのPDFファイルをお客様の端末にダウンロードしていただく方法（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2第2項第1号（ロ）に基づく方法）にて交付を行います。また、お客様は、あらかじめ当金庫が交付する当該商品の目論見書等に記載の当該商品の商品内容やリスク等について十分理解のうえ依頼を行い、投資信託取引にかかわるリスクについては、お客様の自らの判断と責任において引き受けるものとします。なお、当金庫は、投資信託受益権等の取得にかかわる取引にあたり、お客様の投資経験等の状況によりお申込をお断りさせていただくことがあります。

19. (自動けいぞく（累積）投資について)

お客様が自動けいぞく（累積）投資（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）での投資信託の購入を希望する場合、本サービスでの買付注文、募集注文、または積立投信の申込（変更も含む）のお申し出をもって当該自動けいぞく投資コースの契約のお申込みが行われたものとします。なお、既に自動けいぞく投資コースの契約を行っている場合は、その限りではないものとします。

20. (購入単位)

本サービスでの投資信託受益権の買付注文、募集注文または積立投信の申込単位は、金額指定（申込手数料、消費税等を含む）のみの取扱いとします。

21. (取引制限)

本サービスでの同一ファンドの1日当たりの取引回数は3回までとします。なお、同一ファンドの当日中の反対売買は行えません。

22. (金銭の払込)

お申込金額は投資信託取引の申込時にあらかじめご登録いただいております指定預金口座より引落としいたします。なお、お申込金額の引落としが出来なかった場合は、投資信託の注文は一切なかったものとして取扱います。

23. (積立投信について)

積立投信の買付金額については、利用口座の指定預金口座から引落を行うものとします。積立金額、引落日、引落開始年月、引落終了年月、引落月間隔、積増月および積増月積増金額等の取引内容は、お客様から依頼された内容のとおりとします。なお、買付代金の引落については、投資信託自動積立（定時定額購入取引）取扱規定の定めに従うものとします。

24. (収益分配金の再投資)

お客様が本サービスにより購入した個別商品の収益分配金は、原則としてお客様に代わって当金庫が受領のうえ、お客様の個別商品の自動けいぞく（累積）投資口座に繰り入れ、その全額から税金を差し引いた金額をもって決算日の基準価額により当該個別商品の買付を行います。

なお、本サービス以外で既に自動けいぞく投資コースの取扱で収益分配金の取扱について再投資停止の手続きを行っている場合は、この限りでないものとします。

25. (収益分配金の再投資停止)

お客様が収益分配金の再投資停止を希望する場合、当金庫所定の手続きをとってください。

26. (換金方法)

投資信託の換金方法は、「解約」のみの取扱となります。

27. (投資信託取引についての取消等)

本サービスでの、投資信託の買付注文、募集注文または解約注文の取消、変更は一切出来ません。

28. (投資信託取引内容の通知について)

本サービスでの、投資信託の買付注文、募集注文または解約注文を行った後は、当金庫は法令等で定められた取引内容を記載した書類をお客様の届出住所へ郵送いたしますので、直ちに記載内容をご確認下さい。

29. (マル優枠の利用について)

所得税法に定める障がい者等の少額預貯金等の利子所得等の非課税（マル優）枠のあるお客様が、当該制度の対象商品をご購入の場合、利用可能枠の範囲内で当該制度を優先的に利用することとなります。また、換金される場合は、利用可能枠外の残高を優先して換金します。

30. (照会サービス)

お客様の指定するサービス利用口座について、残高照会、取引履歴照会等の口座情報を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、照会日の5年前の応答月の1日以降にお取引のあった明細に限りです。

31. (取引の記録)

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

32. (海外からのご利用)

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様等によりご利用いただけない場合があります。当該国の法律等を事前にご確認ください。な

お、海外からの利用により生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

33. (免責事項)

次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき
- (2) 当金庫、当金庫の委託先または金融機関のシステムの運営体が相当の安全策を講じたにも拘わらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となったとき、または本サービスの取扱いが遅延したとき。
- (3) 一般的に安全とされている暗号の解読、一般的に相当とされているセキュリティを突破して行われた不正アクセス、もっぱらお客様または第三者の責めに帰すべき事由等、当金庫の責めにやらない事由により、ログインID、ログインパスワード、確認パスワード、秘密の質問、その他の本人確認に必要な情報または当金庫とお客様との取引に関する情報等が漏洩したとき。
- (4) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき

34. (通信経路における安全対策)

お客様は、本サービスの利用に際し、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

35. (端末の障害)

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客様の責任において確保してください。当金庫は、本サービスにより端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第4章 サービスの解約等

36. (お客様からの解約)

本サービスは、書面による通知によりいつでも解約することができます。なお、解約により生じた損害について当金庫は責任を負いません。解約手続きは、当金庫所定の書面の提出等必要な手続きを行うものとします。なお、お客様が本サービスにおける利用口座の口座解約を行った場合、自動的に本サービスも解約されるものとします。

37. (当金庫からの解約等)

お客様について、以下の各号に定める事由のいずれかが生じた場合は、当金庫はお客様に通知することなく、本サービスの全てまたは一部のサービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) お客様について相続の開始があったとき
- (2) お客様が本規定に違反する等、当金庫が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- (3) お客様の利用口座が解約されたとき
- (4) 当金庫がサービス継続上において支障があると判断したとき
- (5) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当金庫が本サービスの提供を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (6) お客様が、住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合
- (7) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

第5章 雑則

38. (規定等の準用)

本規定に定めのない事項については、投信取引約款、特定口座約款、非課税口座約款、未成年者口座および課税未成年者口座約款、自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）、投資信託自動積立（定時定額購入取引）取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等および指定預金口座にかかる各種規定により取り扱います。

39. (届出事項の変更等)

本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、投信取引約款等に基づきお客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店宛に届け出るものとします。

また、この届出を完了した後でなければ、本サービスの利用はできません。当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類等を発送したにもかかわらず、お客様が住所変更等の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由により、延着もしくは不着となった場合、届出が完了するまでの間、当金庫はお客様に通知することなく取引を制限できるものとします。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

40. (通知等の連絡先)

当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号等を連絡先とします。なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めにやらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

41. (規定の変更)

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

42. (準拠法・管轄)

本規定の準拠法は日本法とします。

本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所とすることに合意します。

43. (譲渡・質入・貸与の禁止)

本取引に基づくお客様の権利は、第三者へ譲渡・質入・貸与等することは一切できません。

44. (サービスの終了)

当金庫は、本サービスの全部または一部のサービスの提供を停止することがあります。その場合は、事前に相当の期間をもって当金庫所定の方法により告知します。

以 上

2015年（平成27年）10月1日制定
2018年（平成30年）3月26日改訂
2020年4月1日改訂
2021年2月1日改訂
2024年10月21日改訂
2025年8月25日改訂